

【令和2年4月1日施行】
被扶養者認定における国内居住要件について

※法律改正により、被扶養者の要件に「国内居住要件」が追加されました。

(1) 「日本国内に住所を有するもの」であること

住所を有するかどうかの判断は、原則として住民票の有無（住民基本台帳に住民登録されているか）によって判断されます。

(2) 日本国内に住所を有しないが「日本国内に生活の基礎があると認められる者」であること

留学生や海外赴任に同行する家族などこれまで日本で生活しており、渡航目的に照らし、今後も再び日本で生活する可能性が高いと認められ、かつ渡航目的が就労でない者の場合、日本に住所（住民票）が無くても例外として国内居住要件を満たしていると判断されます。

例外として認められる事由と証明書類

国内居住要件の例外	証明書類
① 海外において留学をする学生	ビザ、学生証、在学証明書、入学証明書の写し
② 海外に赴任する被保険者に同行する者	ビザ、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	ビザ、ボランティア派遣期間の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
④ 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者	出生や婚姻等を証明する公的書類等の写し
⑤ ①から④までのほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	事由により厚労省保険局に相談しつつ個別に判断